

インボイス制度 “免税事業者の対応”

- 1 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、「インボイス制度」が始まります。
- 2 インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 3 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。
- 4 免税事業者（注）の登録申請手続の期限は、原則として **令和5年3月31日まで**です。

（注）免税事業者とは、令和3年分の課税売上高が1,000万円以下の個人事業者の方です。

○ インボイス制度実施後も免税事業者であり続けた場合

- 1 売上先が消費者や免税事業者である場合は、取引先への影響は生じない。
 - 消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としないからです。
- 2 売上先が課税事業者である場合は、その売上先は仕入について、原則、仕入税額控除ができないこととなります。
 - 経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

○ 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けた場合

- 1 インボイス発行事業者の登録を受けると、消費税の申告が必要となります。
- 2 令和3年分の課税売上高が5,000万円以下の個人事業者は、事前に届出を提出することで簡易課税制度（注）を適用できます。

（注）簡易課税制度は、中小事業者の事務負担の配慮から設けられている制度であり、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じることにより仕入税額控除を計算することができますので、仕入れの際にインボイスを受け取り、それを保存する必要はありません。

（裏面もご覧ください。）

- 3 課税事業者がインボイスを発行する場合は、所轄の税務署長への登録申請や、売上先に発行する請求書等の様式への登録番号の追加、売上先へのインボイスの交付、その写しの保管などが必要となります。
- 4 その他、課税事業者を選択した場合には、消費税法令に基づき、帳簿書類について原則7年間保存する必要があります。

「事業復活支援金」のご案内

「事業復活支援金」の申請期間等が、経済産業省ホームページで公表されています。

【申請期間】

令和4年1月31日（月）から5月31日（火）まで

【相談窓口】

0120-789-140

※「申請要領」等の詳しい内容は、経済産業省ホームページに掲載されていますので、同ホームページをご覧ください。

※青色申告会は、事業復活支援金の登録確認機関ですが、3月15日までは令和3年分の所得税等の確定申告の指導相談業務に従事し繁忙期にあたりますので、確定申告に係る業務を優先させていただきます。

麴町青色申告会ホームページ

麴町青色申告会では、個人事業者の皆様との窓口として、ホームページを2月に開設しました。

ホームページでは、税に関する情報や青色申告会のお知らせなどを掲載しています。ぜひご覧ください。

HP URL <http://aoiro-koujimachi.com>

この機会にぜひ青色申告会を紹介ください。

- ・青色申告をするには？
- ・決算、申告はどこに相談したらいいの？

青色申告会にお気軽に相談ください ●

一般社団法人 麴町青色申告会 03-3264-6089

入会金:1,000円 会費(月額):1,700円